東京２３区外で子どもまたは妊婦の定期予防接種を希望される方へ

里帰りなどのやむを得ない理由により、東京２３区外で子どもまたは妊婦の定期予防接種を希望する場合は、接種前に「定期予防接種実施依頼書」の発行手続きが必要です。

中央区が発行する「定期予防接種実施依頼書」に基づき、定期予防接種として実施した場合は、予防接種法の健康被害救済制度の対象となり、接種費用の助成を受けることができます。

１　対象者

次の全てに該当する方またはその保護者

（１）接種時に中央区に住民登録がある方

（２）里帰りなどの理由により、東京２３区外の医療機関において子どもまたは妊婦の定期予防接種を受ける必要がある方（国内での接種に限る）

２　対象となる定期予防接種

（１）子どもの定期予防接種

Ｂ型肝炎、ロタウイルス、小児用肺炎球菌、五種混合、Ｈｉｂ、三種混合、不活化ポリオ、ＢＣＧ（結核）、ＭＲ（麻しん・風しん混合）、麻しん、風しん、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）

（２）妊婦の定期予防接種

ＲＳウイルス

３　定期予防接種費用の助成

「定期予防接種実施依頼書」に基づいて実施した子どもまたは妊婦の定期予防接種は、費用助成を受けることができます。医療機関で予防接種費用を全額お支払いいただき、後日中央区に予防接種費用の助成申請をしてください。実際に支払った額または中央区が定める助成上限額のうちどちらか少ない額を助成します。詳しくは裏面７をご覧ください。

４　「定期予防接種実施依頼書」の交付申請をする前に

「定期予防接種実施依頼書」の提出先および接種の前後に必要な手続き等について、予防接種を受ける医療機関がある自治体の予防接種担当部署（保健所・保健センターなど）にご確認ください。接種する医療機関を変更する場合は、再度申請が必要になることもございます。

「定期予防接種実施依頼書」の交付には申請書が到達してから10営業日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

申請には、母子健康手帳が必要です。ただし、生後２カ月未満の子どもの予防接種の場合は、母子健康手帳を省略することができます。窓口申請の場合は、申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）もお持ちください。

※「定期予防接種実施依頼書」の有効期限は交付日から最大１年を経過した日です。有効期限が切れた場合は、再度申請が必要です。

※「定期予防接種実施依頼書」の申請時にご記入いただいた送付先に郵送します。里帰り先への送付を希望される場合は、返戻を避けるために様方もあわせてご記入ください。

５　「定期予防接種実施依頼書」の交付申請方法

（１）電子申請

裏面の２次元コードから申請してください。母子健康手帳の画像データの添付が必要です。

（２）窓口申請

中央区保健所または各保健センターにお越しください。窓口で「定期予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項をご記入いただきます。

（３）郵送による申請

「定期予防接種実施依頼書交付申請書」に必要事項を記載して、母子健康手帳の「予防接種の記録」ページの写しと一緒に中央区保健所健康推進課に送付してください。（区ホームページに交付申請書のＰＤＦデータがございますので、印刷してお使いください。）

６　接種の方法

４で確認した提出先に「定期予防接種実施依頼書」をご提出ください。医療機関で「定期予防接種実施依頼書」の対象となっている予防接種を受けます。その際に、医療機関に接種費用を支払い、必ず領収書をもらってください。

※予防接種を受けるための「予診票または問診票」の交付方法は、接種する医療機関がある保健所などの指示に従ってください。

※接種を受ける前に中央区から転出した場合は、「定期予防接種実施依頼書」に基づく接種はできません。

※接種を受けた医療機関に、母子健康手帳の「予防接種の記録」ページに接種歴を記載してもらってください。

７　接種後の費用助成の申請について

「定期予防接種実施依頼書」に基づく接種を受けた日から１年以内に、中央区保健所・各保健センターの窓口にお越しください。費用助成の申請には以下の書類などが必要です。

①予防接種を受けたことを証明する書類（接種済みの予診票または母子健康手帳）

②医療機関が発行した領収書の原本

※窓口で写しを取らせていただきます。原本は受付印を押したうえでご返却します。）

※複数の予防接種を同時に受けた場合は、金額の内訳がわかるものを添付してください。）

③振込先となる通帳（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの）

④本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

※申請者と異なる口座名義に振り込む場合は、委任状をご記入いただきます。

※「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けていない接種や予防接種法令に定める実施方法（対象年齢や接種間隔など）以外の接種、定期予防接種実施依頼書の有効期間外の接種、定期予防接種実施依頼書の宛先以外での接種、予診のみの場合などは助成の対象外です。

助成の申請方法について、詳しくは区のホームページまたは「定期予防接種実施依頼書」をお送りする際の同封文をご覧ください。

８　問合せ先・申請窓口

窓　口	住　所	電話番号
中央区保健所健康推進課	明石町１２－１	０３－３５４１－５９３０
日本橋保健センター	日本橋堀留町１－１－１	０３－３６６１－５０７１
月島保健センター	月島２－１０－３	０３－５５６０－０７６５
晴海保健センター	晴海４－８－１	０３－６３８１－２９７２

〈区ホームページ〉

〈子どもの定期予防接種 電子申請〉

〈妊婦の定期予防接種 電子申請〉